

[事案 21-64] 高度障害保険金請求

- ・平成 21 年 10 月 7 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 2 月 2 日 裁定終了

< 事案の概要 >

脳出血により高度障害状態になったとして、団体信用生命保険の高度障害保険金の支払いを求め申立てたがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 20 年 2 月に脳内出血のため倒れ入院、治療を受けて退院し治療はいったん終了した。しかし以前にも脳梗塞で身体障害があり、診断の結果左半身麻痺、呂律困難の障害状態になった。

そこで、平成 6 年に被保険者として加入して団体信用生命保険(契約者は申立人の住宅ローン債権者)にもとづいて、同保険の約款に規定する下記の高度障害状態(別表 2 号「言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの」、同 3 号「中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」、同 8 号「1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足間接以上で失ったもの」)に該当すると考え、高度障害保険金を請求したが、非該当とのことで支払われない。

下記理由により、納得出来ないので、住宅ローン債務残額に相当する高度障害保険金を支払って欲しい。

- (1) 食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服の着脱・起居・歩行・入浴のいずれに関しても自分では出来ず、常に他人の介護を要する状態であり、高度障害状態に該当すると思料する。
- (2) 保険会社が非該当の判断資料とした「障害診断書」は非常に簡単なもので、被保険者の症状を正確に判断するものとしては、著しく適格性を欠いたものである。
- (3) 保険会社等は、加入勧奨の際に詳細な説明を一切しておらず、説明義務違反がある。

< 保険会社の主張 >

下記により、申立人の高度障害保険金の支払請求に応じることはできない。

- (1) 本件申立にかかる保険契約には、団体信用生命保険普通保険約款が適用され、同約款には、別表に定める高度障害状態のいずれかになったときは所定の死亡保険金と同額の高度障害保険金を支払うとあり、別表に高度障害保険金の支払対象となる高度障害状態が記載され、別表の備考には別表内容について具体的な説明が記載されている。
- (2) 高度障害保険金の査定については、主治医作成の障害診断書にもとづいて判断するとともに、申立人の要望を受け、主治医に再度面談し、申立人本人にも面談し再度査定を行ったが、下記のとおり、申立人の障害状態は約款規定の高度障害状態に該当しない。

①別表第 3 号の該当性について

食物摂取については、申立人と面談した際には、一部食べこぼしがあるものの、箸を利用して自力で最後まで可能とのことだった。

従って、終身常に介護を要するもの(食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態)には該当しない。

②別表第 8 号の該当性について

申立人は、1 下肢の用を失われているものの、1 下肢そのものを失われたわけではない。

③別表第 2 号の該当性について

言語機能については、主治医によると、発語に関しては明瞭ではないものの意思疎通は可能とのことであり、申立人との面談においても会話は成立した。また、そしゃく機能につい

て、主治医によると、柔らかいものであれば摂取可能であり、流動食しか摂取できない状態にはない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人の主張する複数の高度障害状態について判断できる客観的証拠である障害診断書に基づき審理した結果、下記により本件申立には理由がないので、生命保険相談所規程第44条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

(1) 言語機能及びそしゃく機能の障害(別表第2号)の主張について

言語機能については、障害診断書によれば、「18. 言語機能の障害」欄には、特に印は付されておらず、高度障害状態にあるとは認められない。また、そしゃく機能については、障害診断書によれば、「17. そしゃく機能障害」欄には、特に印は付されておらず、また、申立人自身も、流動食しか摂取できない状態ではないことを認めており、高度障害状態にあるとは認められない。

(2) 日常生活上、介護を要する状態(別表第3号)になったとの主張について

障害診断書によると、食物の摂取の状況は「ア、箸を使用して可能」、排便・排尿の状況は「ア、通常便器で、自力で可能」、衣類の着脱・起居・歩行・入浴の状況は「ウ、ベッド上の起居・周辺歩行のみかろうじて可能」と診断されており、高度障害状態にあるとは認められない。

(3) 左上・下肢の運動障害(別表第8号)の主張について

障害診断書によると、申立人は1下肢を足関節以上で失ってはいないので、高度障害状態にあるとは認められない。

(4) なお、申立人は、後遺障害状態が本件約款規定の高度障害状態に該当しないとしても、同保険の趣旨からすると、約款別表規定の高度障害状態は例示列举であって、類似するような障害になった場合には、高度障害保険金が支払われるべきであると主張する。

しかし、民間の保険事業は、支払保険金総額と保険料が均衡を保つように設計されており、多数の保険契約者を同種の危険から集団的・計画的に保護するため、保険契約の内容は約款により定型化され、保険金支払要件は明文により限定されていると言え、高度障害保険金支払要件としての高度障害状態も、当該約款に規定されたものに限定されていると解することになり、約款別表記載の障害状態は例示列举とする申立人の主張は認めることはできない。

< 参考 > 約款別表記載の高度障害保険金支払いの対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの